

川崎市上下水道局要綱管理要綱

(平成22年4月1日22川上総庶第9号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局において定める要綱の適正な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱とは、条例及び規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）を除き、次の各号のいずれかに該当するものであって、川崎市上下水道局事務決裁規程（昭和62年水道局規程第15号）第5条の規定に基づき、その制定について上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の決裁を受けたものをいう。

- (1) 法令、条例及び規程に基づく制度に関して、細則を定めるもの
- (2) 事務処理の方法又は手続を定めるもの
- (3) 行政指導の指針を定めるもの
- (4) 補助金等の交付を定めるもの
- (5) 組織及び非常勤職員の設置、運営等を定めるもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、局の内部管理事項を定めるもの

(所管)

第3条 要綱は、所管部署（川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年水道局規程第9号）第1条に掲げる課、これに相当する組織及び管理者が指定する組織をいう。以下同じ。）において、管理を行う。

(制定)

第4条 所管部署の長は、その所管する業務において、法令等の制定又は改正、事務効率の向上、事業の開始、組織又は職の設置等により、要綱が必要となった場合は、要綱を制定するものとする。

(改廃)

第5条 所管部署の長は、法令、業務、組織等の改正、変更等において、改正又は廃止の要否を検討し、その内容を適正なものとしなければならない。

(周知)

第6条 所管部署の長は、第4条又は第5条の規定に基づき、所管する要綱の制定又は改廃を行った場合は、別に定めるところにより、周知に関する措置を行わなければならない。

(調査等)

第7条 庶務課長は、所管部署が所管する要綱について前3条の規定に基づき適正に管理を行っているかを調査することができる。

2 前項の調査は、毎年少なくとも1回行うものとする。

3 庶務課長は、第1項の調査に基づき、又は求めに応じて、要綱の制定又は改廃について所管部署を指導することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の管理に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に制定された要綱等のうち、第2条各号のいずれかに該当し、かつ、施行日前の川崎市水道局事務決裁規程（昭和62年水道局規程第15号）第5条の規定に基づき水道局長の決裁を受けたものは、この要綱に規定する要綱とみなす。

附 則（平成24年3月30日23川上総庶第1484号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。